

岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県におけるデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)を推進するため、各分野の有識者等により、それぞれの立場から意見聴取することを目的とする岐阜県 DX 推進戦略会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- 一 岐阜県 DX 推進計画の策定及び推進に関する事項
- 二 岐阜県の DX の推進に関する事項
- 三 その他情報化・デジタル化施策を推進する上で必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、DX の推進に関し、優れた識見、専門的知識、経験等を有するもののうちから、県が選任する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(組織)

第4条 会議は、委員 15 名以内で組織する。

- 2 協議会に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(協議会)

第5条 会議は、岐阜県総合企画部未来創成局デジタル戦略推進課長(以下「デジタル戦略推進課長」という。)が招集する。

- 2 デジタル戦略推進課長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、岐阜県総合企画部未来創成局デジタル戦略推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、デジタル戦略推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。